

奈良市議会基本条例 新旧対照表

当初の改正案	修正後の改正案	緊急質問と同程度の基準に制限を緩和
<p>(議員の文書による質問)</p> <p>第21条 議員は、閉会中に<u>緊急の事態が発生したときは</u>_____、市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による質問の回数を制限することができる。</p> <p>3 市長等は、<u>第1項</u>の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p>4 議長は、<u>第1項及び前項</u>の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>	<p>(議員の文書による質問)</p> <p>第21条 議員は、閉会中に<u>緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは</u>、市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による質問の回数を制限することができる。</p> <p>3 市長等は、<u>第1項</u>の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p>4 議長は、<u>第1項及び前項</u>の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>	/

※ 赤字は、現行条例からの改正箇所

※ 青字（下線）は、当初の改正案からの改正箇所

奈良市議会議員の文書による質問に関する基準 新旧対照表

当初の改正案	修正後の改正案	緊急質問と同程度の基準に制限を緩和
(定義) 第2 この基準で定める文書質問とは、 <u>緊急の事態が発生したとき、一般質問の内容に相当する程度の事項について、文書により市長等の見解を質し、又は情報提供を求める目的として閉会中に行われるものをいう。</u>	(定義) 第2 この基準で定める文書質問とは、 <u>緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるとき、以下の例に示す一般質問の内容に相当する程度の事項について、文書により市長等の見解を質し、又は情報提供を求める目的として閉会中に行われるものをいう。</u> (例1) <u>火災、水害、地震、感染症、盗難、責任問題など、即刻質問して臨機の措置を質す必要があるような緊急性が認められる内容のもの</u> (例2) <u>緊急を要するというものではないが、広く住民の関心の的となる問題など、質問することが真にやむを得ないと認められる内容のもの</u>	
(手続等) 第3 議員は、文書質問を行う場合、 <u>その必要性、妥当性、時期等について議長と協議を行った上</u> 、文書質問票（別記様式第1号。以下「質問票」という。）に所定事項を記入し、議長に提出しなければならない。 2 文書質問の取り扱いは、 <u>その都度議会運営委員会に諮り、文書質問の緊急性を協議する。</u>	(手續等) 第3 議員は、文書質問を行う場合、 <u>その必要性、妥当性、時期等について議長と協議を行った上</u> 、文書質問票（別記様式第1号。以下「質問票」という。）に所定事項を記入し、議長に提出しなければならない。 2 文書質問の取り扱いは、 <u>その都度議会運営委員会で協議する。</u>	判断基準を追記
3 議長は、 <u>議会運営委員会での協議の結果</u> 、議員から提出された質問票が適正であると認めるときは、当該質問票の写しを市長等に送付し、文書質問回答票（別記様式第2号。以下「回答票」という。）による回答を求めるものとする。 4 略 5 第1項により <u>文書質問が質問票を議長に提出できる回数は、1議員につき年4回以内とし、1回当たりの質問件数は、1件とする。</u>	3 議長は、 <u>議会運営委員会での協議の結果</u> 、議員から提出された質問票が適正であると認めるときは、当該質問票の写しを市長等に送付し、文書質問回答票（別記様式第2号。以下「回答票」という。）による回答を求めるものとする。 4 略 5 第1項により <u>文書質問が質問票を議長に提出できる回数は、1議員につき年4回以内とし、1回当たりの質問件数は、1件とする。</u>	提出者から議運での説明を追記 <u>その際、文書質問提出者に議会運営委員会への出席を求め、当該文書質問の趣旨及び目的について聴取する。</u>